

第 5 章

児童・ひとり親・女性等福祉

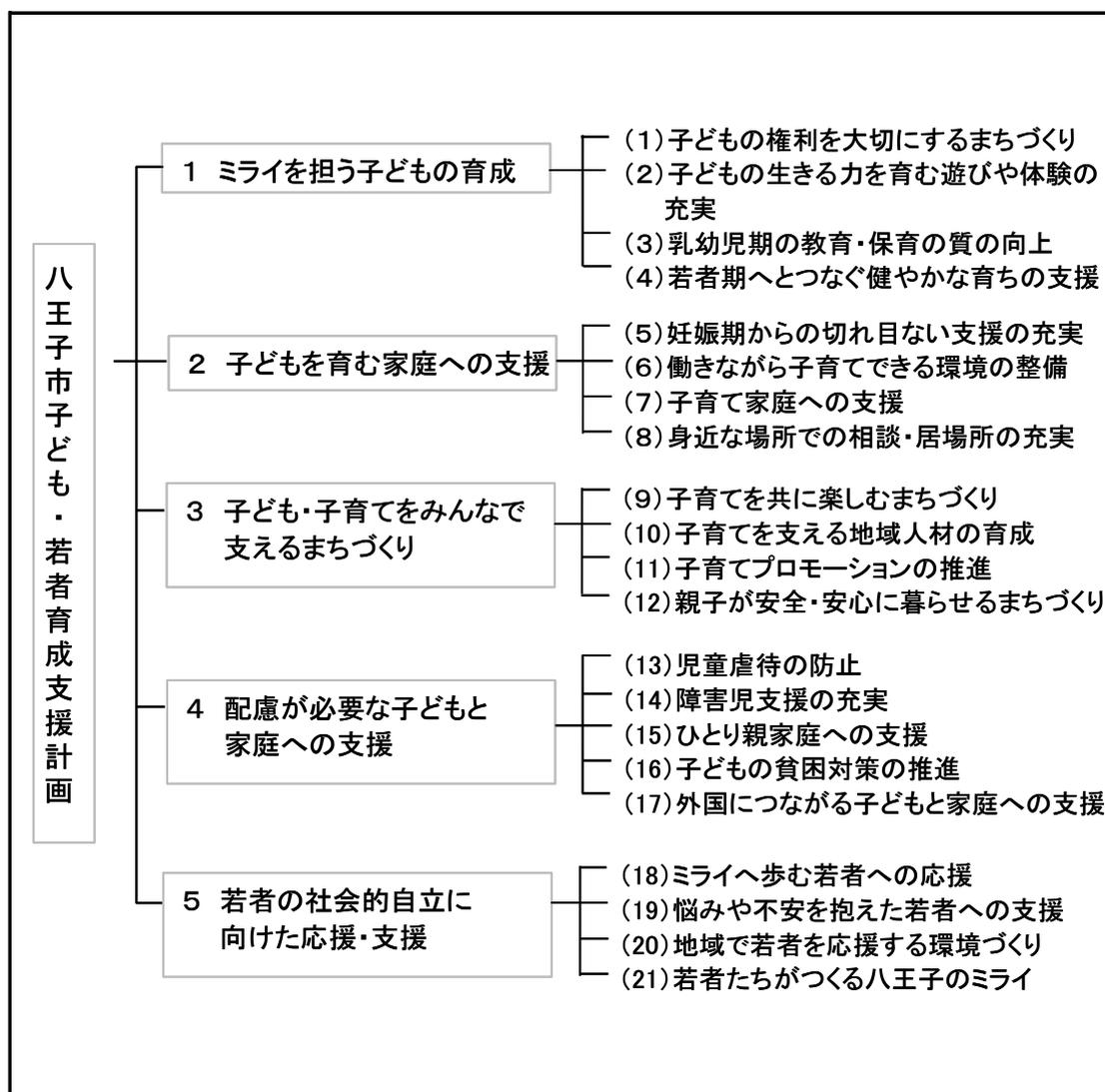
1. 概 説
2. 児童（18歳未満）の人口
3. 手 当
4. 医 療 費 の 助 成
5. 幼 児 教 育 ・ 保 育
6. 児 童 福 祉 施 設 等 に 対 す る 指 導 監 査
7. 健 全 育 成
8. ひ と り 親 ・ 女 性 等 福 祉
9. 子 ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー
10. 子 ど も と 外 出 し や す い 環 境 整 備
11. 企 業 と の 協 働 に よ る 子 育 て 支 援

1. 概 説

児童福祉の理念は、全ての子どもがより良い生活を保障されるとともに、将来の社会を担う子どもを心身ともに健やかに育成することにある。

出生数や子ども・若者の数の減少が続く中、子ども・若者を取り巻く環境も大きく変化しており、不登校やいじめ、貧困など様々な問題が重なることで複雑化しているケースも見られ、個々の状況に応じた支援が求められている。こうした状況の中、より一層子どもと家庭に関する施策を総合的に推進するとともに、若者期まで見通した切れ目ない支援をするため、「八王子市子ども・若者育成支援計画」を策定し、計画に基づき、市民・学校・地域・行政などが協力して、地域における子育て・子育て環境の整備や若者の支援を進めている。計画の着実な推進に取り組むことで「子ども・若者にやさしいまち」「子育てしやすいまち」「子ども・若者が夢と希望を持ってあけるまち」の実現を目指す。現行の計画（八王子市子ども・若者育成支援計画）の施策の体系は下記のとおり。（令和2～6年度（2020～2024年度））

（子ども家庭部）



2. 児童（18歳未満）の人口

（1）児童人口の割合

（各年1月1日現在）

区 分		年		
		3	4	5
八王子市	全人口（人）	561,828	561,758	562,145
	18歳未満人口（人）	78,676	77,060	75,612
	比率（％）	14.0	13.7	13.5
東京都	全人口（人）	13,297,089	13,277,052	13,260,553
	18歳未満人口（人）	1,851,303	1,833,366	1,812,358
	比率（％）	13.9	13.8	13.7

（2）年齢層別児童人口

（各年1月1日現在）

区 分		年		
		3	4	5
18歳未満人口（人）		78,676	77,060	75,612
0歳～5歳（人）		21,820	20,833	20,052
6歳～11歳（人）		27,156	26,650	26,030
12歳～17歳（人）		29,700	29,577	29,530

3. 手 当

(1) 児童手当

中学校修了前の児童を養育する者に支給する。

ア. 児童手当月額の推移

手当月額 平成19年（2007年）4月～平成22年（2010年）3月

10,000円（3歳誕生日までの子）
 5,000円（3歳以上の第1子・第2子）
 10,000円（3歳以上の第3子以上）

※平成22年（2010年）4月～平成24年（2012年）3月の期間は支給なし
 （当該期間は子ども手当を支給）

平成24年（2012年）4月～（所得制限は平成24年（2012年）6月から導入）

15,000円（3歳誕生日までの子）
 10,000円（3歳以上～小学校修了前の第1子・第2子）
 15,000円（3歳以上～小学校修了前の第3子以上）
 10,000円（中学生）

※所得制限超過の場合、特例給付として一律5,000円

※所得上限超過の場合、支給なし（令和4年6月以降）

イ. 児童手当支給額等の状況

区 分		年 度		
		2	3	4
延 支 給 人 員 （ 人 ）	3歳未満被用者	86,663	81,638	77,645
	3歳未満非被用者	16,931	16,072	15,154
	特 例 給 付	90,191	88,729	66,716
	3歳以上小学校 （ 被 用 者 ）	331,791	323,053	311,117
	3歳以上小学校 （ 非 被 用 者 ）	73,556	70,882	68,811
	中 学 生	136,576	136,854	134,615
	合 計	735,708	717,228	674,058
支 給 総 額 （ 円 ）	3歳未満被用者	1,299,945,000	1,224,570,000	1,164,675,000
	3歳未満非被用者	253,965,000	241,080,000	227,310,000
	特 例 給 付	450,955,000	443,645,000	333,580,000
	3歳以上小学校 （ 被 用 者 ）	3,518,635,000	3,423,875,000	3,298,710,000
	3歳以上小学校 （ 非 被 用 者 ）	791,780,000	763,320,000	741,145,000
	中 学 生	1,365,760,000	1,368,540,000	1,346,150,000
	合 計	7,681,040,000	7,465,030,000	7,111,570,000

(2) 児童育成手当

[育成手当]

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭に、対象児童1人当たり月額13,500円の手当を支給する。

[障害手当]

20歳未満で心身に障害（愛の手帳1～3度程度・身体障害者手帳1～2級程度・脳性麻痺・進行性筋萎縮症）のある児童を扶養している者に、対象児童1人当たり月額15,500円の手当を支給する。

ア. 児童育成手当月額の推移

単位：円

改定時期	育成手当	障害手当
平成6年(1994年)4月	12,500	14,500
平成7年(1995年)4月	13,000	15,000
平成8年(1996年)4月	13,500	15,500

イ. 児童育成手当支給額等の状況

区分		年度		
		2	3	4
支給総額 (円)	育成手当	1,290,411,000	1,261,183,500	1,226,974,500
	障害手当	87,652,500	84,242,500	83,142,000
	合計	1,378,063,500	1,345,426,000	1,310,116,500
延支給人員 (人)	育成手当	95,586	93,421	90,887
	障害手当	5,655	5,435	5,364
	合計	101,241	98,856	96,251

(3) 児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に手当を支給する。

ア. 児童扶養手当月額（全部支給）の推移

単位：円

改定時期	児童1人	2人目加算額	3人目以降加算額
平成30年(2018年)4月	42,500	10,040	6,020
平成31年(2019年)4月	42,910	10,140	6,080
令和2年(2020年)4月	43,160	10,190	6,110
令和4年(2022年)4月	43,070	10,170	6,100

イ. 児童扶養手当支給額等の状況

区 分		年 度		
		2	3	4
全部支給	延支給人員（人）	26,349	25,337	24,202
	支給額（円）	1,136,170,980	1,093,641,480	1,042,707,660
一部支給	延支給人員（人）	19,341	19,957	19,302
	支給額（円）	550,864,810	553,314,920	525,863,380
第2子加算	延支給人員（人）	18,244	17,732	17,087
	支給額（円）	173,304,700	167,861,280	160,998,910
第3子以降加算	延支給人員（人）	6,475	6,349	5,919
	支給額（円）	38,107,130	37,434,250	34,438,930
合計	延支給人員（人）	70,409	69,375	66,510
	支給額（円）	1,898,447,620	1,852,251,930	1,764,008,880

ウ. 受給原因別世帯数状況

(各年度末現在)

単位：世帯

区 分		年 度		
		2	3	4
離 婚		2,936	2,830	2,679
死 亡		39	33	29
遺 棄		7	8	9
拘 禁		2	3	2
保護命令		2	2	2
未婚の母子又は父子		480	461	456
父又は母が重度の障害		46	52	53
その他		163	155	152
合 計		3,675	3,544	3,382

※否受給者は含まず。その他は該当事由混合世帯。

4. 医療費の助成

(1) 乳幼児医療費助成

6歳義務教育就学前の児童に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成する。

平成4年(1992年)10月1日	施行	(1歳未満児対象・所得制限なし)
平成6年(1994年)1月1日	制度改正	(3歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成10年(1998年)10月1日	制度改正	(4歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成12年(2000年)10月1日	制度改正	(5歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成13年(2001年)10月1日	制度改正	(6歳就学前児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成19年(2007年)10月1日	制度改正	(所得制限撤廃)

○乳幼児医療費助成状況

年度 区分	2	3	4
年度末日人員 (a) (人)	25,701	24,919	23,730
年間医療助成費 (b) (円)	629,932,938	752,914,359	757,911,095
年間取扱件数 (c) (件)	351,067	397,854	405,196
1人当り年間受診回数 (d) = c / a (回)	14	16	17
1人当り年間医療助成費 (e) = b / a (円)	24,510	30,214	31,939
1件当り医療助成費 (f) = b / c (円)	1,794	1,892	1,870

(2) 義務教育就学児医療費助成

小・中学生に対して、医療費のうち、入院・調剤については各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成している。通院については、各種医療保険給付の上限1回200円を除いた自己負担分を助成する。

平成19年(2007年)10月1日 施行 (所得制限あり) 自己負担分の1/3

平成21年(2009年)10月1日 制度改正 (所得制限あり)
 通院…上限200円を除く自己負担分
 調剤…自己負担分全額
 入院…自己負担分全額

平成24年(2012年)10月1日 制度改正 (所得制限緩和) 児童手当に準拠して緩和
 平成28年(2016年)7月1日 制度改正 (所得制限撤廃)

○義務教育就学児医療費助成状況

区 分 \ 年 度	2	3	4
年度末日人員 (a) (人)	40,938	40,585	40,054
年間医療助成費 (b) (円)	951,772,634	1,051,507,613	1,083,494,103
年間取扱件数 (c) (件)	406,269	446,972	462,682
1人当り年間受診回数 (d) = c / a (回)	10	11	12
1人当り年間医療助成費 (e) = b / a (円)	23,249	25,909	27,051
1件当り医療助成費 (f) = b / c (円)	2,343	2,353	2,342

(3) ひとり親家庭医療費助成

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費・一部負担金を除く）を助成する。

平成2年(1990年)4月1日 施行 (所得制限あり) 課税者…自己負担分の2/3
非課税者…自己負担分全額

○ひとり親家庭医療費助成状況

区 分 \ 年 度	2	3	4
世帯数 (a) (世帯)	3,747	3,590	3,355
年度末日人員 (b) (人)	7,028	6,806	6,441
世帯当り人員 (c) (人)	1.9	1.9	1.9
年間医療助成費 (d) (円)	201,428,585	210,226,333	208,867,863
年間取扱件数 (e) (件)	78,047	81,577	81,389
1人当り年間受診回数 (f) = e / b (回)	11	12	13
1人当り年間医療助成費 (g) = d / b (円)	28,661	30,888	32,428
世帯当り年間医療助成費 (h) = d / a (円)	53,757	58,559	62,256
1件当り医療助成費 (i) = d / e (円)	2,581	2,577	2,566

5. 幼児教育・保育

(1) 施設数及び保育定員の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分	年 度	3		4		5	
		施設数	保育定員	施設数	保育定員	施設数	保育定員
認可保育所	(公立)	15	1,113	15	1,072	15	1,027
	(私立)	81	8,557	80	8,431	76	7,851
認定こども園		10	1,246	11	1,346	17	2,021
小規模保育	(公立)	1	16	1	16	1	16
	(私立)	7	110	7	110	7	110
事業所内保育		7	96	7	96	7	96
家庭的保育		14	55	12	53	12	53
認証保育所		5	178	4	147	4	147
定期利用保育		16	48	16	48	17	55
合 計		140	11,419	137	11,319	139	11,376

※定期利用保育の施設数は認可保育所の施設数と重複するため合計数から除く

※保育所型認定こども園は私立保育所に含む

(2) 保育施設利用児童数の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分	年 度	3	4	5
		認可保育所	(公立)	1,111
	(私立)	8,497	8,271	7,697
認定こども園		1,169	1,201	1,777
小規模保育	(公立)	11	15	13
	(私立)	78	69	84
事業所内保育		77	79	84
家庭的保育		51	47	39
認証保育所		173	144	153
定期利用保育		10	10	30
合 計		11,177	10,912	10,922

※保育所型認定こども園は認可保育所に含む

(3) 待機児童数の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分	年 度	3	4	5
待機児童数		19 (135)	12 (87)	17 (104)

※ () は、保留児童数

※「保留児童数」と「待機児童数」について

保留児童数とは保育施設の利用申込みをしたが入所保留となった児童数
待機児童数とは保留児童数から認証保育所の利用児童等を除いた児童数

(4) 保育園児1人にかかる費用の年度別推移(月額)

単位：円

区 分 \ 年 度	2	3	4
0歳児	348,190	347,670	346,610
1歳児	172,418	172,068	171,598
2歳児	154,458	154,108	153,638
3歳児	93,878	93,758	93,048
4歳以上児	78,008	77,928	78,058

設定 定員100人で0歳児保育を実施している私立保育園の費用をモデル的に算出
(障害児保育の費用を除く)

(5) 保育所

区 分 \ 年 度		2	3	4
公立	施設数	16	16	16
	延利用児童数(人)	14,632	13,601	13,251
	運営費(千円)	2,485,534	2,483,320	2,577,932
私立	施設数	84	80	79
	延利用児童数(人)	109,523	102,649	101,251
	給付費(千円)	15,900,724	15,158,952	15,217,532

※公立には市役所内保育園含む。私立には管外公立含む。

(6) 延長保育の状況

単位：園

区 分 \ 年 度	2	3	4
公立	16	16	16
私立	75	71	71
合計	91	87	87

(7) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設

区 分 \ 年 度	2	3	4
施設数	7	11	12
延利用児童数(人)	15,112	20,815	21,128
給付費(千円)	1,564,338	2,399,898	2,598,704

(8) 家庭的保育

自宅等の家庭的な雰囲気の中で、少人数（定員5人以下）の0～2歳のお子さんにきめ細やかな保育を行う。保育時間は8時間で、原則として保育短時間認定を受けた方が利用する施設。

年度 区分	2	3	4
家庭的保育者数（人）	14	14	12
延利用児童数（人）	682	653	618
給付費（千円）	168,396	174,727	175,720

(9) 小規模保育

マンションやテナント等を利用し、少人数（定員6～19人）の0～2歳のお子さんを預かる施設で、きめ細やかな保育を行う。

年度 区分	2	3	4
施設数	7	7	7
延利用児童数（人）	1,144	1,153	1,014
給付費（千円）	277,272	277,764	259,262

(10) 事業所内保育

企業等が設置する0～2歳のお子さんを預かる保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する。

年度 区分	2	3	4
施設数	7	7	7
延利用児童数（人）	1,129	1,078	1,092
給付費（千円）	253,325	253,721	263,157

(11) 認証保育所

東京都が定めた基準を満たし、設置を認証した保育施設。0歳児保育、13時間以上の開所、送迎に交通の便がよい等の特色がある。

年度 区分	2	3	4
施設数	5	5	4
延利用児童数（人）	2,237	2,240	1,896
補助額（千円）	290,960	294,594	260,052

(12) 一時・休日・年末・緊急・定期利用保育の状況

保育ニーズの多様化に対応するため、一時・休日・年末・緊急・定期利用保育を実施する。

○一時保育

区 分		年 度		
		2	3	4
公立	実施園数 (園)	6	6	6
	延利用児童数 (人)	3,355	4,535	5,298
私立	実施園数 (園)	19	18	18
	延利用児童数 (人)	2,271	1,941	2,267
認定 こども園	実施園数 (園)	0	0	1
	延利用児童数 (人)	0	0	6
合計	実施園数 (園)	25	24	25
	延利用児童数 (人)	5,626	6,476	7,571

○休日保育

区 分		年 度		
		2	3	4
公立	実施園数 (園)	1	1	1
	延利用児童数 (人)	732	999	987
私立	実施園数 (園)	1	1	1
	延利用児童数 (人)	436	614	548
合計	実施園数 (園)	2	2	2
	延利用児童数 (人)	1,168	1,613	1,535

○年末保育

区 分		年 度		
		2	3	4
公立	実施園数 (園)	2	2	2
	延利用児童数 (人)	73	91	62

○緊急保育

区 分		年 度		
		2	3	4
公立	実施園数 (園)	10	10	10
	延利用児童数 (人)	547	393	414
私立	実施園数 (園)	16	16	16
	延利用児童数 (人)	143	59	56
合計	実施園数 (園)	26	26	26
	延利用児童数 (人)	690	452	470

○定期利用保育

区 分		年 度		
		2	3	4
公立	実施園数 (園)	4	4	4
	延利用児童数 (人)	1,312	1,771	1,235
私立	実施園数 (園)	11	12	12
	延利用児童数 (人)	1,410	1,312	993
合計	実施園数 (園)	15	16	16
	延利用児童数 (人)	2,722	3,083	2,228

(13) 病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難で、保護者が看護できない場合に専用施設で保育する。

区 分 \ 年 度	2	3	4
施 設 数	4	4	4
登録児童数 (人)	4,910	5,352	4,673
延利用児童数 (人)	536	946	956
委 託 料 (千 円)	49,510	50,518	51,317

(14) 幼稚園数・園児数等の推移

(各年度5月1日現在)

区 分 \ 年 度	3	4	5
施設数	30	30	29
定員 (人)	8,085	8,085	7,665
園児数	5,159	4,797	4,154

※幼稚園型認定こども園含む

(15) 幼稚園等園児保護者給付金

市内に住民登録をしていて、子どもを私立幼稚園等に通園させている保護者に、補助金等を支給する。

区 分 \ 年 度	2	3	4	
補保 助護 金者	人員 (人)	—	—	—
	金額 (千円)	—	—	—
給保 付護 金者	人員 (人)	4,829	4,447	4,069
	金額 (千円)	311,877	288,349	264,435
就 園 奨 励 費	人員 (人)	—	—	—
	金額 (千円)	—	—	—
補入 助園 金料	人員 (人)	—	—	—
	金額 (千円)	—	—	—

※人員・金額ともに過年度分は含まず

(16) ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けを受けたい人と子育ての手伝いができる人とが会員になり、センターを介して相互援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立のための支援や子育て中の家庭への育児支援を行う。

○会員数と活動数

年度 区分	2	3	4
依頼会員(人)	2,110	2,042	1,972
提供会員(人)	618	582	327
両方会員(人)	58	57	26
会員数計(人)	2,786	2,681	2,325
活動数(回)	1,251	1,611	1,887

6. 児童福祉施設等に対する指導監査

児童福祉法等に基づき、児童福祉施設等に対して指導監査を実施する。

(1) 実地検査

単位：施設

種別	年度 2		3		4	
	対象数	実地検査数	対象数	実地検査数	対象数	実地検査数
認可保育所 (私立)	84	1	80	77	79	5
(公立)	-	-	15	15	15	0
認定こども園	7	0	11	6	12	6
幼保連携型認定こども園	2	0	6	2	7	5
幼稚園型認定こども園	3	0	3	2	3	1
保育所型認定こども園	1	0	1	1	1	0
地方裁量型認定こども園	1	0	1	1	1	0
幼稚園	27	8	27	6	27	14
家庭的保育事業等	28	8	29	29	27	27
家庭的保育事業	14	5	14	14	12	12
小規模保育事業	7	2	8	8	8	8
事業所内保育事業	7	1	7	7	7	7
病児保育事業	4	2	5	4	6	1
母子生活支援施設	1	0	1	1	1	1
認可外保育施設※1	45 (5)	11 (0)	44 (5)	45 (5)	46 (4)	33 (10)
ベビーホテル	7	6	3	3	4	5
事業所内保育施設※2	15 (7)	5 (3)	18 (10)	20 (11)	21 (12)	19 (10)
院内保育施設※2	13 (3)	0	13 (3)	12 (3)	12 (3)	0 (10)
その他	10	0	10	10	9	9
子育て援助活動支援事業	-	-	1	1	1	0
合計	196	30	213	184	214	87

※1 ()内は、うち東京都認証保育所

※2 ()内は、うち企業主導型保育事業

(2) 業務管理体制の整備に係る一般検査

年度 区分	2	3	4
事業者数	8	62	37

(3) 集団指導

年度 区分	2	3	4
実施回数	2	3	3
延べ施設数	138	193	186

(4) 監査

年度 区分	2	3	4
事業者数	1	0	1
施設数	1	0	1

7. 健全育成

(1) 児童館設置状況

児童に健全な遊びを与えることにより児童の健康を増進し、情操を豊かにするために設置。

本館は月曜日から土曜日の午前10時15分から午後7時まで（第4日曜日のみ午前9時15分から午後6時まで）、分館は月曜日から金曜日は午後1時から午後6時まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前10時15分から午後6時まで利用できる。

対象者は0歳から18歳までの児童。ただし、乳幼児の場合は保護者の付き添いが必要。

区 分 \ 年 度	2	3	4
施設数（本館）	10	10	10
施設数（分館）	2	2	2
合計	12	12	12

(2) 児童館利用者数

単位：人

区 分 \ 年 度	2	3	4
就学児童	37,296	68,176	109,784
就学前児童	13,218	14,737	14,860
その他	12,780	16,508	22,325
合計	63,294	99,421	146,969

※過年度も含め、併設している学童保育所の利用者数を除いて集計。

(3) 学童保育所

保護者が就労等により放課後に家庭で保育ができない児童を対象に遊び及び生活の支援を行うことにより、健全な育成と福祉の増進に寄与するため設置（令和4年度末時点23か所で高学年児童の受け入れを実施）。

月曜日から金曜日の放課後、午後6時30分（7時30分）まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前8時30分（8時）から午後6時30分（7時30分）まで利用できる。

※（ ）内は延長保育利用時間

年度 区分	2	3	4
学童保育所数	89	90	90

(4) 学童保育状況

年度 区分	2	3	4
延在籍者数（人）	1,749,347	1,736,009	1,817,982
延出席者数（人）	982,686	1,075,326	1,115,957
出席率（％）	56.2	61.9	61.4

(参考) 放課後子ども教室実施状況

年度 区分	2	3	4
実施校数（校）	66	66	64
延実施日数（日）	6,089	7,876	8,751
延参加者数（人）	569,965	762,371	845,612

※国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育所と放課後子ども教室の両事業を一体的に運営することを目指している。

(5) 若者総合相談センター

働くことや学ぶこと、自分の進路など、高校生世代から39歳までの若者の悩みや課題を何でも受け止め、適切な支援につなげる相談窓口。令和2年(2020年)11月開設。問題の早期発見及び複数の分野の支援を組み合わせることで、困難な状況にある若者の課題を解きほぐし、解決につなげるとともに、義務教育以降の若者に対する切れ目ない支援を実施する。

所在地 : 八王子市東町3-10 山善ビル3・4階
 開所日 : 火曜日から土曜日(祝祭日・年末年始を除く)
 開所時間 : 午前10時00分から午後6時00分まで
 支援内容 : 相談支援、訪問支援、サードプレイス及び地域活動の紹介

区 分	年 度		
	2	3	4
利用件数(件)	576	2,823	2,687
相談件数(件)	154	367	340
サードプレイス フリースペース利用件数(件)	336	1,817	1,573
サードプレイス プログラム事業利用件数(件)	83	598	647
地域活動への参加件数(件)	3	41	127
訪問支援(家庭訪問)(件)	5	3	19

8. ひとり親・女性等福祉

(1) 母子・父子自立支援員、就業・家計専門員、婦人相談員

母子・父子自立支援員及び就業・家計専門員は、ひとり親家庭の自立のため、就職や家計などに関する必要な相談・指導・助言を行う。婦人相談員は、緊急の保護や自立のための援助が必要な女性の相談・指導・助言を行う。

単位：人

区 分 \ 年 度	2	3	4
母子・父子自立支援員	4	4	4
就業・家計専門員	1	1	1
婦 人 相 談 員	2	2	2

※令和3年度までは就業支援専門員を配置

○母子・父子自立支援員等相談種別件数

単位：件

区 分 \ 年 度		2	3	4
生活一般	住宅	92	140	136
	医療・健康（病気、障害、その他）	148	134	162
	家庭紛争（夫等の暴力、その他）	262	243	342
	就労（求職・転職、資格取得・職業訓練、職場の悩み、その他）	1,276	1,116	865
	結婚	1	0	5
	養育費	84	101	125
	借金	48	28	15
	家事援助	123	109	82
	その他	112	122	164
	小計		2,146	1,993
児童	養育（保育所入所、虐待、その他）	286	200	251
	教育	176	234	321
	非行	0	5	3
	就職	0	0	4
	その他	37	32	62
小計		499	471	641
生活援助	母子父子福祉資金（貸付、償還）	860	883	753
	東京都女性福祉資金（貸付、償還）	29	28	32
	公的年金	3	0	2
	児童扶養手当	115	114	103
	生活保護	48	33	53
	税	1	1	3
	その他	405	409	279
小計		1,461	1,468	1,225
その他	売店設置（母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条）	0	0	0
	たばこ販売（母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条）	3	0	0
	母子世帯向公営住宅（母子及び寡婦福祉法第27条）	0	0	0
	ひとり親家庭休養ホームの利用	0	0	0
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	133	72	211
小計		136	72	211
合計		4,242	4,004	3,973

(2) 八王子市母子福祉資金・父子福祉資金の貸付

母子家庭又は父子家庭の方々が経済的に自立していくために必要な資金の貸付を原則無利子で行う。

○母子福祉資金貸付状況

単位：件

区 分 \ 年 度	2	3	4
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	173	160	141
技能習得	2	5	4
修業	1	0	1
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	1	1	1
住宅	0	0	1
転宅	0	1	1
就学支度	30	30	24
結婚	0	0	0
合計	207	197	173
貸付額（円）	97,235,000	92,718,000	89,107,000

○父子福祉資金貸付状況

単位：件

区 分 \ 年 度	2	3	4
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	16	10	10
技能習得	0	0	0
修業	0	0	0
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	0	0	1
住宅	0	0	0
転宅	1	0	0
就学支度	4	1	3
結婚	0	0	0
合計	21	11	14
貸付額（円）	8,649,000	5,462,000	5,495,000

(3) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母又は父子家庭の父などに対し、生活の安定を図るため、就業支援事業、就業支援講習会等事業、養育費相談事業、広報啓発広聴・ニーズ把握活動等事業を実施する。

また、令和2年度より新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式に対応し、仕事と育児の両立を支援するため、テレワーク推進事業を開始。

ア. 就業支援事業（ひとり親家庭のための八王子市就労生活相談窓口）

仕事探しから就職・定着まで、一人ひとりのニーズに合わせた就業相談と職業紹介を行う。

※一貫した就業支援を行うため、就業支援講習会等と同じ事業者に委託。

区分		年度		
		2	3	4
対象	人数	152	110	107
就職	人数	65	32	47

イ. 就業支援講習会等事業

就業やスキルアップを目的として、就業準備や支援施策についての情報提供を行う就業支援セミナーをオンラインで開催するとともにその動画配信を行い、Word・Excelを中心としたパソコン講習会を託児付きで開催する。

区分		年度					
		2		3		4	
		セミナー	講習会	セミナー	講習会	セミナー	講習会
開催	日数	7	16	6	16	5	15
参加	人数	176	59	199	63	94	35

ウ. テレワーク推進事業

母子家庭の母又は父子家庭の父などに対し、3か月間パソコンと通信環境を無料で貸出し、自宅でテレワークのスキルを習得する支援と就労支援を行う。

区分		年度		
		2	3	4
開催	回数	1	1	2
参加	人数	30	30	57

エ. 養育費相談事業

養育費等の情報を提供する講座や、弁護士による養育費等などの個別法律相談を行う。

区分		年度					
		2		3		4	
		講座	相談	講座	相談	講座	相談
開催	回数	2	11	1	12	2	12
延参加	人数	24	42	16	39	73	45

オ. 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

支援を必要とする家庭に必要な情報を提供するため、メールマガジンを配信するとともに、支援ニーズを把握する調査をWEBで実施する。

区分		年度		
		2	3	4
メール マガジン	登録人数	2,107	2,197	2,226
	配信回数	14	14	17
ニーズ調査回答者数		525	326	73

(4) 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の就労による自立を支援するため、教育訓練の受講料の一部補助や、看護師等の資格取得のための修業期間中の生活費を支給する。

【教育訓練給付金】厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合に、受講料の一部を支給する。

【高等職業訓練促進給付金】看護師などの就職に結びつきやすい資格を取得するために、6か月以上の養成機関等に通う場合に給付金を支給するとともに、卒業時に一時金を支給する。

○支給実績

単位：円

年度 区分		2		3		4	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
教育訓練給付金		9	415,627	12	1,153,612	7	616,190
高等職業訓練 促進給付金	月額	31	34,628,500	36	41,109,500	32	34,762,000
	一時金	4	175,000	13	575,000	9	400,000

(5) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び20歳未満の児童が、学び直しのため高卒認定試験の合格を目指して対象講座を受講する場合に、受講料の一部を支給する。

【受講開始時給付金】対象講座を受講開始した場合に支給する。(令和4年度より開始)

【受講修了時給付金】対象講座を修了した場合に支給する。

【合格時給付金】高卒認定に合格した場合に支給する。

○支給実績

単位：円

年度 区分		2		3		4	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
受講開始時給付金						0	0
受講修了時給付金		0	0	2	154,000	1	16,000
合格時給付金		0	0	1	50,000	0	0

(6) 母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者を対象に、個々の状況やニーズに合わせた自立支援プログラムを策定し、就業を支援する。

○実施状況

年度 区分	2	3	4
策定人数(人)	73	43	28

(7) ひとり親家庭等学習支援事業

学習支援教室「はち☆スタ」に通うことが困難な児童扶養手当支給世帯と同等の所得水準の中学生を対象に、大学生等の学習支援員を派遣し、高校進学と学習習慣の定着を目的として学習支援、進学支援を行う。

○実施状況

年度 区分	2	3	4
派遣回数(回)	957	668	674
登録人数(うち中3生)(人)	31(18)	28(7)	36(10)
高校進学者数(人)	18	7	9

(8) ひとり親家庭の子どもの生活力向上

ひとり親家庭の小学5・6年生の児童を対象に、学習のきっかけづくりや生活力の向上を目指す支援プログラム（体験学習・学習支援等）を開催。

○実施状況

年度	2	3	4
区分			
参加児童数	中止（コロナ）	15	

(9) ひとり親家庭親子ふれあい事業

ひとり親家庭の親と小学生の子を対象に、子どもの体験活動を通じた親子のふれあい、親同士、子同士の交流の機会を増進する目的で、収穫体験など親子で楽しめる体験活動を実施する。

○実施状況

年度	2	3	4
区分			
実施回数	1	1	2
参加世帯数	3	10	30

(10) ひとり親家庭ホームヘルパー派遣

中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、家事又は育児に支障のある世帯等にホームヘルパーを派遣する。

○派遣状況

年度	2	3	4
区分			
派遣世帯数	23	21	12
延日数	597	649	406

(11) 母子生活支援施設入所措置費委託料

母子家庭で監護すべき児童（18歳未満）の養育が困難になっている場合に、母子生活支援施設に母子ともに入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行う。

年度	2	3	4
区分			
委託料（円）	14,327,401	9,912,605	9,506,639

(12) 母子等緊急一時保護

緊急に保護が必要な母子等に対し、母子生活支援施設の利用を提供し、また、同施設が利用できない母子等に対し、宿泊費等を支給する。

年度	2	3	4
区分			
委託日数（延べ）	4	0	5
委託料（円）	10,000	0	17,500
宿泊費（円）	0	0	0

(13) 女性福祉資金の貸付

配偶者がいない女性で扶養親族のいる方などが、経済的に自立していくために必要な資金の貸付を原則無利子で行う。

単位：件

区 分 \ 年 度	2	3	4
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	3	3	4
技能習得	0	0	0
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	0	0	0
住宅	0	0	0
転宅	0	1	0
就学支度	1	0	0
結婚	0	0	0
合計	4	4	4
貸付額（円）	1,994,000	2,518,800	2,766,000

(14) 入院助産

入院して分べんする必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を援護する。

区 分 \ 年 度	2	3	4
人 員（人）	12	11	10
施 設 数	6	4	5
支給額（千円）	7,885	6,002	5,590

9. 子ども家庭支援センター

(1) 子どもと家庭に関する総合相談

○相談種別件数

(職員活動数)

単位：件

区 分		年 度		
		2	3	4
健康 (病気治癒・予防接種・事故等)		1,080	927	1,348
家庭・生活環境 (夫婦・祖父母・近隣との関係等)		15,171	14,562	16,433
発育・発達 (身体・性格・言葉・態度等)		496	459	684
養育不安		10,868	17,900	15,957
虐待		23,966	22,233	28,262
基本的な生活習慣 (食事・睡眠・排泄・遊び等)		399	253	171
教育・しつけ (学校・塾・育児法・不登校等)		2,432	2,654	2,067
非行		151	249	446
経済・就労		75	159	89
各種サービス問合せ		807	1,144	1,171
その他		1,246	707	1,906
合 計		56,691	61,247	68,534
相談対象別の内訳	0歳～ 6歳	22,848	24,728	26,376
	7歳～12歳	20,093	21,375	25,305
	13歳～15歳	10,272	11,141	11,623
	16歳～17歳	3,195	3,839	4,249
	18歳～	283	164	981

(2) 児童家庭相談援助

市民や関係機関から虐待など要保護児童の相談・通告を受け、児童相談所など関係機関と連携して対応する。

○対応児童数

単位：人

区 分		年 度			
		2	3	4	
新規受理児童人数	児童虐待	1,145 (229)	1,228 (267)	1,402 (250)	※児童虐待()内は、児童相談所からの送致件数 ※養護相談()内は、厚生労働省通知に基づく実態把握調査による受理件数
	養護相談	1,374 (896)	880 (411)	840	
	保健相談	1	2	1	
	障害相談	9	12	4	
	非行相談	13	13	18	
	育成相談	102	145	142	
	その他	13	8	16	
合 計		2,657	2,288	2,423	

(3) 子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

子どもと家庭に関わる関係機関が情報を共有し、連携した支援を行うための子ども家庭支援ネットワークを児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会と定め、子ども家庭支援センターを支援状況を把握する調整機関に位置付け連携を強化する。

代表者会議：関係機関の管理職等／実務者会議：機関の実務者等／
地域ブロック会議：ブロック内に属する関係機関の職員等／中学校区分
科会：中学校区内の機関の実務者等／個別ケース検討会議：個別児童の
直接担当者等

○会議開催数

単位：回

区 分		年 度		
		2	3	4
代 表 者 会 議		1	1	1
実 務 者 会 議		1	1 (書面開催)	1
地 域 ブ ロ ッ ク 会 議		中止 (コロナ)	中止 (コロナ)	5
地 域 ブ ロ ッ ク 会 議 中 学 校 区 分 科 会		20	29	41
個 別 ケ ー ス 検 討 会 議		174	181	196

(4) のびのび子育て講座

子育て講座として、ベビーマッサージ・離乳食・遊びや発育・発達などをテーマとした講習会を開催する。

区 分		年 度		
		2	3	4
開 催 回 数 (回)		792	1,631	1,926
参 加 人 員 (人)		7,457	15,833	24,360

(5) 親子ふれあい広場利用者

○年齢別延べ利用者数

単位：人

区 分		年 度		
		2	3	4
子 ど も	0 歳	5,808	7,531	8,976
	1 歳	6,366	10,753	12,423
	2 歳	3,213	3,305	5,215
	3 歳	1,178	1,402	1,549
	4 歳	294	339	483
	5 歳	48	157	268
	その他	16	65	115
	小 計	16,923	23,552	29,029
お と な	父	1,157	1,736	2,136
	母	14,360	20,105	24,398
	その他	257	369	477
	小 計	15,774	22,210	27,011
合 計		32,697	45,762	56,040

(6) 親子つどいの広場

概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に集い、育児相談等を行う場を身近な地域に設置する。

○延べ利用者数

単位：人

広 場		年 度		
		2	3	4
ゆめきっず (セレオ八王子)		19,198	22,313	27,033
堀 之 内		3,991	5,156	6,348
西 八 王 子		4,100	6,299	7,561
檜 原		2,127	1,705	2,699
大 和 田		3,049	3,841	4,407
合 計		32,465	39,314	48,048

(7) 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が、病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭・公的行事等への参加・出張・育児疲れなどで一時的に児童（0歳3か月～小学校6年生）の養育が困難になった場合に、児童を宿泊または夜間、施設や養育協力家庭（ショートステイのみ）で預かる事業。※令和3年度までは対象児童は1歳からとなっていたが、令和4年度から0歳3か月以上に拡大した。

単位：実施延日数

区 分		年 度		
		2	3	4
ショートステイ		648	592	943
トワイライトステイ		112	105	274

(8) 養育支援訪問事業

市が養育支援を必要と認め、一般の子育て支援サービスの利用だけでは児童の養育が困難な家庭に育児支援ヘルパーが訪問するなどして支援を行うことにより、家庭における児童の安定した養育を目的とする事業。

年度 区分	2	3	4
育児支援ヘルパー 派遣回数	71	136	163

(9) 産前・産後サポート事業

妊娠時から出産後の体力が回復するまでの間、家事や育児の援助等が必要な家庭に対し、利用者の申請にもとづき家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援する。また、派遣にあたり育児相談や助言、子育て情報の提供等を行う産前・産後サポート専門員が事前に家庭を訪問し、利用者のニーズに合うサービスを提供できるようヘルパー会社と調整する。

年度 区分	2	3	4
延べ利用回者数	355	1,083	1,287

10. 子どもと外出しやすい環境整備

○赤ちゃん・ふらっと

子育て中の市民が乳幼児と一緒に安心して外出できるように、ミルクが作れ、授乳やおむつ替えができるスペース「赤ちゃん・ふらっと」についてPRし、設置を促進。また、屋外イベント時に臨時設置し、授乳とおむつ替えができる「ベビーテント」の貸出を行う。

区 分 \ 年 度	2	3	4
赤ちゃん・ふらっと 市内新規設置数 (年度末累計)	3 (134)	1 (135)	2 (135)
ベビーテント 貸出件数	6	6	16

○公共レンタベビーカー「はち☆ベビ レンタル」

八王子駅周辺への乳児連れでの外出を支援するため、八王子インフォメーションセンター（JR八王子駅前）、八王子駅南口総合事務所、子ども家庭支援センター（クリエイトホール）において、ベビーカーの無料貸出を行う。

区 分 \ 年 度	2	3	4
貸出件数	中止 (コロナ)	中止 (コロナ)	74

11. 企業との協働による子育て支援

○子育て応援企業

子どもと一緒に利用できるサービスの提供や子どもに関わる地域活動、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる会社や商店を「子育て応援企業」として登録し、PRを行う。

区 分 \ 年 度	2	3	4
年度末登録数	112団体 (188事業所)	109団体 (185事業所)	110団体 (187事業所)